

令和8年第2回小国町議会臨時会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和8年3月26日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和8年3月26日 午前10時00分

1. 閉 会 令和8年3月26日 午前11時43分

1. 応招議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広 行 君 書 記 坂 本 愛 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 松 本 徳 幸 君	教委事務局長 後 藤 栄 二 君
情報政策課長 田 邊 国 昭 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
税務住民課長 中 島 高 宏 君	建 設 課 長 谷 口 正 浩 君
福 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君	福祉課保育園長 室 原 由 美 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 杉 本 い よ 君

8番 熊 谷 和 昭 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を3月26日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過（r. 8. 3. 26）

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速でございますが、ただいまから令和8年第2回小国町議会臨時会を開催いたします。議員各位には何かと御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年第2回小国町議会臨時会ということで本当に3月の年度末お忙しい中、御多用の中にもかかわりませず、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また議案があります議案第24号につきましては、議案の中身の不備ということで今日改めての臨時議会となりましたことを改めて、おわびを申し上げたいというふうに思います。

さて、今日は杖立温泉では、こいのぼりを朝から上げております。ボランティアとして小国の高校生、中学生、それから各地からもボランティアに来ておられるということでございました。また、春のにぎわいが見られるということは非常にうれしいなというふうに思っております。なかなか今インバウンドの方たち、それから国内の方たちの観光も改めて、たくさん来られているようでございます。町といたしましても議員の皆様とともに観光振興、また地域振興を含めて、しっかり頑張っていこうというふうに今日も思ったところでございます。

さて、本日の議事の中身につきましては2件でございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長（熊谷博行君） 次に、議会運営委員会を3月19日に開催していますので、江藤議会運営委員長より報告をお願いいたします。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

それでは、議運の報告をさせていただきます。3月19日木曜日、午後1時半より、おぐに町民センター303号室で令和8年第3回議会運営委員会を開催しました。委員全員出席のもと内容といたしましては、「議員による不適切行為に関する調査要請について」でございました。小国郷公立病院組合、それから、ふるさと熱電、わいた会より、議員による不適切行為に関する調査要請が議長にございましたので、どう対応するかについて審議を行いまして高村委員、そして松崎委員、穴見委員も「調査委員会を開いて、両者より話を聞く機会をつくったほうがよい」との発言などございまして皆様賛同のもと、本日の発委を提出することとなりました。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

それに付け加えまして昨日、社会福祉協議会からも同じような内容の抗議書が出ております。あと1人、これは抗議書ではないのですが提言書という名目だったので皆様には報告いたしませ

んが似たような文言でございます。全部で五つ提出、まあこれは議運はしたのですが、皆様には報告しておりません、付け加えておきます。

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和8年第2回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名します。

2番 杉本いよさん

8番 熊谷和昭君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「議案第24号 小国町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしくお願いいたします。議案集をお願いいたします。

議案第24号 小国町過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、別紙のとおり小国町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、令和3年に策定した小国町過疎地域持続的発展計画が今年度までの計画でございまして、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） おはようございます。

それでは、私から小国町過疎地域持続的発展計画について、右肩に議案第24号と書いてある小国町過疎地域持続的発展計画（素案）と総務課資料（1）により説明させていただきます。

まずは、総務課資料（1）により、この計画の概要について御説明させていただきます。

この計画は、昭和45年以来、過疎対策法により策定しておりました過疎地域自立促進計画に代わり、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことにより策定いたしました過疎地域持続的発展計画でございます。過疎計画は過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項等について、都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づいて市町村が定める計画でございます。この計画を策定いたしました市町村では過疎対策事業債の発行が可能になるなど、地域の持続的発展を図るための特別措置を講じることができます。前回の計画期間が令和3年度から令和7年度までとなっており、本年度末までに更新を行い県を通じて国に報告する必要がございますので令和8年から令和12年度までの計画を策定いたしました。

次に計画書も併せて御覧いただきたいと思います。

今回の計画の主な変更点を御説明いたします。

まず計画書の2ページからの「1. 基本的な事項」の本文中の文書、数値、表等について現状に見合うように変更、追加いたしました。

次に10ページ下段の（5）地域の持続的発展のための基本目標の表でございます。転入数、転出数、出生数について、令和12年の目標を設定いたしました。転入数と出生数につきましては基準年であります令和7年の5%増を、転出は基準年の5%減を目指します。

次に11ページでございます。（6）計画の達成状況の評価に関する事項の計画の達成状況の評価について、「小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」での効果検証を本計画の評価とさせていただきます。次に同じく11ページの（7）計画期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年計画といたしました。

最後に12ページの「2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から41ページの「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までの12種類の政策区分ごとの計画を計画期間のものに更新いたしました。

また計画書の参考資料として、48ページから令和8年度事業計画を掲載しております。

また54ページからは令和8年から令和12年までの5か年間の事業計画といたしまして、持続的発展施策区分、事業名、事業内容、事業主体、概算事業費、事業年度区分を掲載しております。5年間の総概算事業費としていたしましては、最終ページの下から5行目にございます17億8千9百12万3千円。そのうちソフト事業費といたしまして、同ページのその下の段の4億3千5百23万円を計上させていただいております。

続きまして、計画書の項目ごとに記載しております（3）の計画という表がありますが、そちらに新規で追加いたしました事業について説明させていただきます。計画書を追っていきま

す。計画書の１２ページの「２．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の（３）計画の表を御覧ください。事業内容のみ申し上げます。２段目の台湾との交流、その下のニシザトテラス推進事業、その下の小国町ＳＤＧｓ推進事業の３事業を新規で追加いたしました。

次に１７ページから２０ページの「３．産業の振興」でございます。１７ページ、（３）計画の表の一番上から順に、小町地区水路、木船迫地区水路、星原地区水路。

次に１８ページです。中段ほどにございますけれども畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、その下の新基本計画実装・農業構造転換支援事業（ライスセンター）、その下の新基本計画実装・農業構造転換支援事業（野菜集出荷場）、その下の観光ＤＸ事業、３段下の機構集積協力金交付事業、一番下の受精卵移植推進事業でございます。

続いて１９ページの一番上の行の循環型農業推進事業、その９段下の新規就農者育成総合対策経営開始資金、その５段下の野生生物生息数適正管理事業、その１０段下の林業担い手機械導入支援事業、下から２段目の森林経営管理法に基づく集積事業とそれに伴う森林所有者情報の整備事業、その下の森林環境譲与税を財源とした森林整備・木材利用事業。

続いて２０ページの一番上の行の森林・林業・木材産業体制等整備事業、一番下の小国町地域経済循環創造事業の１７事業を新規で追加いたしております。

次に２３ページの「５．交通施設の整備、交通手段の確保」の（３）計画の表です。下から２段目の地域公共交通キャッシュレスシステム導入事業の１事業を新規で追加いたしております。

続いて２７ページ、「６ 生活環境の整備」の（３）計画の表です。６段目の柏田住宅大規模改修、その３段下の桜ヶ丘団地解体撤去、３段下の雲雀ヶ丘団地解体撤去、一番下の湯原団地解体撤去の４事業を新規で追加しております。

続いて３３ページの「８ 医療の確保」、（３）計画の表です。一番上の小国公立病院建替事業の１事業を新規で追加しております。

続いて３６ページの「９ 教育の振興」、（３）計画の表です。上から３段目から順に小国小学校大規模改修事業、屋内運動場です。次に小国中学校大規模改修事業、こちらも屋内運動場です。林間広場照明等改修事業、５段下から国際交流事業、教育支援センター事業、下から２段目の地域クラブ運営事業、その下の高等学校支援事業の７事業を新規で追加しております。

最後に３９ページ、「１１ 地域文化の振興等」、（３）計画の表です。上から順番に指定文化財（有形）維持補修、町指定文化財保護支援事業、無形文化財補助金の３事業を新規で追加しております。

また、総務課資料（１）の裏面には参考としまして、令和２年度から令和７年度までの過疎債の発行状況について記載させていただいております。なお、今後計画を実行する上で事業の追加又は中止、大幅な事業量の増減など変更等が生じた場合には、議会の議決を得ながら計画を見直すこととなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第24号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番（高村祝次君） この素案ですけれども職員の方で考えられたのだと思いますけど、農協とか森林組合、あるいは地域の方々の話を聞いて取り入れたのかをお聞きいたします。

総務課長（松本徳幸君） 地域と企業の意見を取り入れたかということですが、基本的に各課のほうに依頼しまして各課のほうで把握していることについて計画をさせていただいてございます。事業につきましては各課のほうで上げていただいて、その中から過疎債の対象となり得るものについて、こちらの計画表のほうに記載させていただいてございます。

以上です。

3番（高村祝次君） 今日は臨時議会ですけれども今まで過疎債の計画の素案を作るときには、議員の勉強会というような感じでやったと思います。そして冊子を一番先作るときですね、宮崎町長のときは、最後その話を聞いて、きちっとした冊子を作っておりましたけれども。ただ今日素案で、何もなかったら、これで終わり、そして仕上げるというような感じですか。

町長（渡邊誠次君） 高村議員、宮崎町長の時代はそうあったということではありますが、私10数年ありますけど記憶がないというふうに思っております。一番大事なところはこの過疎事業計画については先ほど総務課長が言われたとおり過疎対策事業債を始めとする有利な財源を活用すると。そのために計画をするということが大事なところでもあります。もし、この内容に少し足りないところがあれば、もちろん計画の変更等々を行いまして、また議員の皆様方に見ていただいて計画を変更していくといった流れの中で今までも取扱いをしまいいりました、ニシザトテラス辺りはそうでした。前回はこの中に含まれておりませんでしたのでニシザトテラスの改修のときには皆様方に、まずお願いをして計画の変更をさせていただきました。各課担当それぞれで、ふだんから様々な団体、それから町民の皆さんに接しておりますし、議会でも様々な御意見をいただいておりますので、その分はこの中に生かされているというふうに思います。もし足りない状況があれば、まずは来年度以降の計画を上げさせていただきましたけれども、これ以降何かあれば、またこの中に入れ込んでいくといったところも必要というふうに思いますので、是非とも御意見いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

3番（高村祝次君） 以前も要望したときに、その当時の課長は誰だったか分かりませんけれども「過疎債に乗っているか」とか、冊子を持って来て、「それは、できません」とかというようなことは今の渡邊町長のお話を聞いてみると、できるということですね。

町長（渡邊誠次君） 中身によっては、もちろんできるものと、できないものとありますけれども、社会資本整備交付金がつくような事業においては、過疎債又は、より有利な辺地債等々も使えますので、その部分では過疎計画、辺地計画に基づいて、まずは財源の措置ができるというふうに

思っております。全部対象になるかどうかはちょっと別といたしましても事業をやるか、やらないかの判断、それから有利な財源、そしてもちろん国や県の補助金等々をしっかりと使わせていただくというところで答弁とさせていただきます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

3 番（高村祝次君） ちょっとお伺いしますけど、今ちょっと見ただけで内容がよく分かりませんが、町の共有山林、持ち分の山林がありますけれども広いところは道路も入ってないと。南北共有財産もそうですけれども林道も入っていないと。何十ヘクタールあるのに林道もは入っていないというところもありますけれども、そういうことは話合いの中で追加しているわけですか。

総務課長（松本徳幸君） 町道、林道、農道等につきましては、事業を計画するべきものについては今の計画に載ってございますけれども、今現在載っていないものにつきましては何かしら道路を造るといった計画が挙がってきたときに、もちろん過疎債を使ったほうが財政的に有利な状況になりますので、その段階において議会の皆さんに諮って議決を得ながら計画の変更を行っていきたいと考えております。

以上です。

3 番（高村祝次君） 今「挙がってきた」と言いましたけれども、町有財産は役場の担当の職員やらが山を間伐したりとかいうことでないと一般の町民は「あそこに林道を入れたほうがいい」とか思っても、町の山もあります、個人の山もあります。そしたら個人の人は、「町がうんと言おうだろうか」と心配して申請しない。やはり役場がちゃんとそこら辺は計画を持って、「町有財産もある、個人の山もある、あそこには林道を入れたほうがいい」とかしていかないと。こういう計画の中に町の考えとして入れていかないと町民の方は「山はお金にならないから負担がいるなら、しない」とかいうことになります。そういうことではなく、道路を入れることによって出荷時の費用の節約になりますので、そういうことを考えてちゃんと財産管理する職員がそこら辺の脳があるか、ないか分かりませんが、あるようにですね。ないなら総務課長やらが、いろいろ知恵をつけて「新たに計画の中に入れてください」というようなことを考えなくても私は済むのではなかろうかと思います。非常に町有林の道路がないというところもありますので是非考えてもらいたいと思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4 番（児玉智博君） これだけの分量の計画ですから本来であれば当初予算と一緒に各常任委員会に付託して審議してしかるべきだと思うのですが、そちらの都合で一方的に定例議会では取上げて、年度末も迫っているから 1 日だけの議会で承認しろと。まるで自分の都合で解散を決めて選挙をやって、年度内に予算を成立させたいからと言って強行したのが熊本 3 区選出の予算委員長でありましたが、全く同じことをやっているなというような気がしております。いろいろ言っ

でも上程されていますので中身について聞いていきたいと思います。

まず11ページに「第3期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略は「小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」において、客観的な指標を用いて施策の効果検証をすることとしており、その効果検証を本計画の評価とする。」ということで、この過疎計画は一応評価するというふうになっております。であれば令和8年度から12年度までの計画でありますけれども、12年度が終わってから検証をするのか、それとも毎年度、毎年度、効果検証をやるのか。まず説明してください。

総務課長（松本徳幸君） まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部の評価につきましては毎年ではございませんが、この計画につきましては各担当課ごとに毎年見直し作業を行いまして、「この事業に対して、どれだけ実施したか」とか、「今後、新しい事業がないか」とかいうのをヒアリングしながら計画を改定していっているところでございます。

4番（児玉智博君） 毎年度は推進本部として評価作業は行わないけれども各担当課がやると。ということであれば、やらないよりはましだけれども客観的評価というよりも主観的な評価になってしまうのかなという気がします。

それで22ページ、「交通施設の整備、交通手段の確保」というところで、「②交通手段の確保」には「交通手段の確保については、南小国町と合同で小国郷地域公共交通会議を立ち上げ、生活維持路線バスとデマンド式乗合タクシーとの併用を行っているが、その路線や運用方法にまだ改善の余地がある。」というふうになっているわけです。この乗合タクシーもそうですけれども、ほとんどがずっと長年やっている継続事業というのがほとんどだというふうに思うのです。「この計画は毎年、自分たちで自己検討はする」とは言っているけれども本当に継続する必要がある事業ばかりと言えるのかというところが私は非常に気になる場所なのです。3月定例議会には「乗合タクシーよりもタクシーチケットのほうがいいんだ」という請願書が出て943筆の署名とともに提出をされたところです。残念なことに似て非なる要望書というのが出てきて、そっちのほうだけの採決になってしまいましたけれども、それは賛成多数で議決されたわけです。その要望書を見てみても乗合タクシーでは決まった路線しかないし、乗降場所まで行かないと乗り降りができないとか、そういう課題があるのだということが書かれていたわけです。本当に自己検討を毎年行っているのであれば乗合タクシーって始めてどれだけ経ちますか。いまだに「まだ改善の余地がある」と言って改善を行わない。「事業の評価、見直しをやりますよ」と言うけど、「やりますよ」というだけで結局見直しというのは行われたいのではないですか。

町長（渡邊誠次君） 公共交通に関しましては、先日実は杖立温泉のほうで聞き取り調査というか、ヒアリングのほうをさせていただきました。児玉議員と同じような御意見も確かにございました。ただ、見直しをかけているか、かけていないかというところは実はかけておりまして、西里のほうの部分では岳湯線だったのですかね、この5年間でバスを廃止して乗合タクシーに変えたりとかい

うふうにしています。町としましては、この制度を始めた以上は、これを持続していきながら効果を図っていく、また見直しを図っていくと。一旦事業を始めると逆に言うのと止められないといったところもありますし、事業者と町のほうはしっかり話をさせてもらっておりますけれども、事業者によっては乗合タクシーを継続していただかないと自分たちの事業がなかなか成り立たないと言った部分もあります。この地域でタクシー事業所だったり公共交通を担っている方たちがいなくなるという状況を少し考えの中に入れながら、それができるだけそういうことがないように町のほうも考えていかなければいけないというところもあります。便利なところは確かにタクシーチケットという話も聞いておりますが、タクシーチケットはタクシーチケットなりの弱みもあります。ですので、そういった検討は議員の皆様方にもおとしになりますか、タクシーの事業者さんたちとの協議の場も間違いなく設けさせていただいたと思います。何も見直しをかけていないという御指摘ありましたけれども、それを考えていただけたら見直しは随時行わせていただきたいと思っております。過疎計画の中で考えますと過疎ソフトを使うか、使わないかというところの部分に関わってくるというふうに。児玉議員の理論からいうとおっしゃることは分かりますが、もし、そのような考えになれば、やはりこの中に盛り込んでいかなければいけないというふうに思いますので、そのときにはまた皆様方に御提案を差し上げて、この過疎計画を変更していくと。先ほど3番高村議員にもお答えしたとおり変更の中で考えていかなければいけないことだというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 公共交通の整備、交通手段の確保ということが目的で乗合タクシーが行われているので、乗合タクシーというのはタクシー業者の営業を目的とするものではないではないですか。タクシー事業者の事業を継続させるためにやっていくというのであれば、それはまた別の話で、そういう施策が必要であれば、また別個に行うことではないかというふうに思うのです。今の答弁を聞いていてそういうふうに思いましたので、ちょっと述べさせてもらおうのですが、地域公共交通というのは住民の生存権です。不便なく日常生活を送れるように買物難民とか、ATM難民とか、いろいろそういう問題が今の現代社会にあるわけですが、その問題を解決するために事業というのは行われるべきことであって、乗合タクシーがなくなったら営業ができないと。それは大事ですよ、タクシー会社がなくなってしまうと町民の人たちは困るわけですから。でもそれはそれでまた別の問題として、なくなって困るのはタクシー会社だけではないわけですから。銀行がなくなったら困るし、スーパーマーケットがなくなったら困るわけだから。それはやっぱりちょっと切離して考えていくことかなという思いがしております。

もう1点。今度は32ページから33ページにかけての部分なのですが、小国公立病院建替事業というものが今回新たに追加された部分としてあります。この問題ですね、小国公立病院というのは必要なところではあるのですが病院事業管理者がこの議会にきて3月の定例議会の最終日

だったと思いますけれども閉会后だったか、いろいろ説明をされました。その中で「住民のために建て替えを行う」ということを言われました。それは当たり前の話なのですが、だけれども住民のための建て替えであれば一体どういうかたちで小国公立病院を存続していくべきなのか。建て替えの場所が決まらないといけないから今のマルミヤストアの裏側を買収して、「そこに建っていることを了承してください」ということで言われましたけど、本当に建て替えたほうがいいのか。今50億かかるか60億かかるかということで、まさに青天井のような事業計画になるのではないかなという心配もあるのですが、ただこれだけ今世界情勢も混迷する中で一体その幾ら必要なのかということも見えてこない。そもそもが大体56床での計画というけれども56床なんていうのを今から造って、今後どれだけの10年先の医療ニーズがあるかも分からない中で、本当に56床なんていうものが必要なのかという話もあります。診療科目も今結構ありますけれども、これから先の将来、本当にそれだけの診療科目、外来医療が必要なのかというような検討も要る。そのためには住民のために行う建て替え、住民のための病院であれば住民の意見を聞いてどうしていくのか、本当に建て替えたほうがいいのか、それとも今ある建物をその3分の1ぐらいの改修費用で改修して、今から20年、30年、それを使おうと。実際20年先、30年先、どうするかというのは、そのときの状況を見て、そのときの人たちが判断をしたほうがいいのかというふうにも思うわけです。こういうふうに計画に載せる前に本来であれば住民の意見を聞く、開業医の人たちとか、あるいは介護事業所の人たち、そしてまた利用している患者さんたち、そういう方たちの意見をまず聞いてから、こういう計画をつくるべきではないかと思いますが答弁を求めます。

町長（渡邊誠次君） 先ほど公共交通のお話をされましたのでもう少しだけ答弁をさせていただきたいと思います。議会の中の話だけでよければ確かにタクシー事業者の話とか要らないと思うのですが、実際にタクシーチケットを使うにしても、乗合タクシーをするにしても、ほかに代替案があれば今の状況でやりますが、今のタクシー事業者がなくなったら今はその状況では公共交通はないといったところもあります。実際今、乗合タクシーは何人ぐらい利用しているのですか、延べ人数は。結構な人数が使っていると思います。1万人弱の方が年間使われているということでございます。これをタクシーチケットに切替えたときに、どのぐらいの需要があるのか。そのときに事業者さんは、それでもできるのか、できないのか。様々に検討しないといけないと思いますので、そういった部分では現時点では乗合タクシーが今のところ町としては一番いい事業ではなかろうかというふうに判断させてもらっております。再度言いますけれども去年おとし、タクシーの事業者さんと議員の皆様方もそれぞれ話をされたと思います。そのときの御意見を聞いた上で町のほうも判断をさせていただいての今の状況でございます。ニーズとして乗合タクシーとタクシーのチケット、これ併用するという考え方も一部あると思います。確かにあると思います。だけど今の状況では、それをやってないということでございますし、私は乗合タクシーよ

りもタクシーチケットのほうが良いという考え方だけでは賛同できないのです。ですので、議員の皆様方が言われるように「ちょっと併用のほうを考えたほうがよくないか」という話は議論の余地はあるというふうに思いますが、私の判断としては乗合タクシーを続けていきながらといったところの話をさせていただきたいなというふうに思います。児玉議員は乗合タクシーよりもタクシーチケットの方が良いという判断をされるのであれば、そういった方向でお話をされれば、それは意見の食い違いかもしれませんが、それはそれで一つの理論だなというふうに考えております。

それから公立病院のことにしましては、あくまでも過疎債を借り入れるための計画でございます。私が50億円とか60億円とか言うのが、またひとり歩きするのでしょうか、一番最初の段階では「30億円」と事務局長が皆さん方に伝えたとと思います。そのときに僕は一番最初に「現時点で30億円ですけれども、50億円、60億円になる可能性が今後あると思いますので、ちょっと30億円の話だけは今の現時点ではしないでください」といった話を議員の皆様方に一番最初にしたと思います。それは忘れていないと言います、あれだけ言ったからですね。だけど、それが実現すると困るといいですか、困ったところではありますが、半年ぐらいのうちに今予想では50億円とか60億円というそのぐらい。一床当たり6千万円かかるところが一床当たり1億円ぐらいかかるのではなかろうかという判断に今いるということでございます。その中で基本的にはもちろん病院でお金を用意していくような建て付けをやっていくと思いますが、この前のお話からしても議員の皆様方に「素案の素案を作るために、あの場所だけは御承認いただけませんか」と。ほかに場所を限定してするとまた話があちこち飛んで計画が立てられないと困りますので、まずは議員の皆様方に「あの場所が今の公立病院の場所よりも多少広く、場所的にもとれる、駐車場もとれる、なおかつ老健に近い場所である」という御説明もさせていただいたと思います。その計画の中で、これは下準備として小国町のほうでも過疎計画が立てられるように、この中に計画を立てているところでございますので何も小国町が公立病院を建てるところではもちろんございません。主流は、あくまでも小国公立病院、また公立病院が起債を借りるのであれば病院事業債と言うかたちになるというふうに私は思います。そこは御理解いただければなというふうに思います。もちろんこの計画は小国町の計画であります、また南小国町の計画もそれぞれ今後出てくると思います。修正をかけながら、その計画にしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。それから最後に、「町民の皆さんに全然意見を聞かない」と。病院組合の議会の中でも話をさせてもらっておりますが素案ができない前に皆さんから意見を聴取するといったのはなかなか難しいと思いますので、素案だけは立てさせてもらった上で町民の意見を聞くというふうな話にしたい。計画の中では実は去年の11月に企画を上げて、病院事業債のための申請を県のほうに行うという計画が後ろになかなか難しいということで、現時点では次の6月というような話になっておりますが、その計画であれば大体2月ぐらいに住民の皆さんの意見を

聞くといったスケジュール感のもとに病院議会の皆様にはお示しをしていたと思います。ただ、それがちょっと後ろ倒しになりましたので、その計画も遅くなっておりますけれども、もちろん町民の皆さん、南小国の町民の皆さんの御意見も聞かせていただく場というのも私組合長としても執行部の中でも提案をさせてもらっておりますし、病院議会の皆様にも御提案を差し上げているというふうに思います。病院議会の勉強会の中で御提案をさせていただいていると思いますので、その部分では御理解いただければというふうに思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） 建て替えををするとするなら病院事業債でやると、建て替えをするのは小国町ではなくて公立病院組合という話でした。であれば、この小国町の過疎計画に出てくる小国公立病院建替事業というのは、一体どういう事業を小国町が行う目的で起債するのか、どういった可能性があるのか説明してください。

町長（渡邊誠次君） 公立病院を建てるのに例えば老健との間の道路をつないだり、つながなかったり、まだ計画の中ではありますけれども、いろいろ計画をする上で基本的には公立病院で使える国からの補助金、介護総合確保基金を使わせていただいて、その上で病院事業債の起債の部分のできるだけ補充が25%から40%に増額できるようなかたちで、また議員の皆様方にはお願いしないといけない部分はあるんですが、そのほかの南小国町で造るのではなくて小国町で造りますので、その外側だったり、周辺であったり、いろいろなところでもひょっとしたら公立病院を立て替えることによって過疎債を借りないといけない部分も出てくるというふうに思います。ですので、その部分では過疎計画の中に公立病院の建て替えを盛り込んでおくといったところでは必要な部分ではなかろうかというふうに思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9 番（久野達也君） はい、9 番、久野です。

過疎計画ということで時限立法の中で前期5か年が経過し、後期の5か年の計画が今回提示されているかと思います。数年来前から前期過疎法の特別措置法のときからだったですかねソフト事業が入っておりまして1点だけちょっと確認させていただきたいのが、過疎計画で言うところのハード事業、これは5か年の中にする、しないが出てくるでしょうから実施可能な状態に持っていくために枠取りをするというのがある1点要素としてはあろうかと思いますが。ただ5か年の中に例えば条件が整わなくて実施できなかったというようなこともありうるでしょうし途中経過の中では緊急性を要する、例えば災害があつて災害復旧でできなかったけれども、ここをやらなければならないと、過疎計画をこの5か年の中で変更して道路の災害復旧と改良を併せて行うとか、いろんなハード面については、そんなのが生じてこようかと思います。私がお尋ねしたい確認しておきたい部分として先ほど言いましたソフトの部分です。このソフトの部分は福祉の部分であったり、あるいは教育の部分であったり、地域振興の部分であったり、いろんな部分で活用さ

れている現実もあります。ただ1点、今回の5か年の計画の中で私は少し目を向けておくべき必要があるのではないかと思うのは、当然過疎債が付くと70%ありますので経常的経費に町費を使うよりも有効、それは十分理解できます。ただ過疎法は冒頭申し上げましたように特別措置法で時限立法ですので5か年後に次の過疎法ができるとも限りません。そんな中で経常的経費をソフト事業に余りにも頼り過ぎると例えば先々「そのソフト事業は、過疎債が付かないからできません」とは、それは生活に一番密着しているからできないと思うのです。そういったような意味合いから今回の5か年計画の中でソフト事業をどのように捉えて、この過疎計画の中に盛り込んでいるのか。盛り込んだからといって100%過疎債を適用させるわけではないと思いますけれども、そこら辺りの基本的な考えをお聞かせいただけたらと思います。

総務課長（松本徳幸君） 本計画の中の各所にあります表ですね、先ほど説明いたしましたけれども色がついている黄色の部分が議員言われましたようにソフトの部分になります。このソフト事業の部分につきましては今後5年間のうちに考えられる事業でソフト事業に該当するものにつきまして必要性和か緊急性を考慮しまして、この表の中に掲載させていただいてございます。ただ言われましたように今度の計画は5年後までで一旦期間が終わりますので続くかどうか分からないというところでございます。財源については国の支援制度とかそちらのほうを有効活用して、なるべく平準化できるような感じでソフトのほうも活用していきたいというふうに考えております。

町長（渡邊誠次君） 少し補足をさせていただきます。議員言われるように時限立法でございます。ですので、市町村長含めたところで過疎振興連盟というものがありますし、それに過疎振興連盟の中に国会議員の先生たちもおられます。そのような中で過疎債がなくなるといったところであれば、本当に町を維持していくための、この部分がなくなるのに等しいぐらいの過疎債の適用がなくなるとするのは非常に難しい部分があります。もちろん全国の過疎振興連盟の皆さんが全国から集って国のほうに要望を上げていながら、「これをずっと続けていただきたい」という旨はもちろん要望活動を強く進めさせていただいているといったのが現状であります。ただ心配なところもあるかもしれませんが、この過疎債の利点は一般財源を抑えると言う部分があります。私がここで「なくなる」という話は言えませんが、違う事業債みたいなのができれば別でしょうけれども、過疎債が完全になくなってしまったといえども今行っている制度を持続させていくのには一般財源を使ってでも持続させていかなければならないという理由でももちろんやっているわけで、その後に過疎ソフトが適用になるのであれば過疎ソフトを提供するといった考えでありますので議員が心配されるようなことは、できるだけないように組織としても考えさせていただきたいというふうに思います。その上でただ、やはり7割の財源措置があるというところでありますと非常に大きなところでありますので、続けて議会の皆様方にもそうでございます、議長にも国のほうに要望活動に御一緒されるときもありますけれども是非とも町一体と

なって皆さんと一緒にこの要望等も含めて活動をしていながら、この過疎地域計画についても持続させていただきたいという旨をこの場でお話をさせていただいて答弁とさせていただきたいと思います。

9 番（久野達也君） 今町長から答弁いただきましたように、この過疎法ができてから国はこれまでも何度もやめよう、やめようとしたけれども、やめられませんでした。というのも過疎地域が解消できてないからです。今も過疎地域、逆に増えているような状況にもあろうかと思います。今町長おっしゃいましたように、この過疎計画だけでなく町の振興計画だとか、まち・ひと・しごとだとか、いろんな計画があります。そんな中でいわゆるソフトな部分で組んでいる、ソフトとはどうなのかという私は一番住民生活に密接している部分がソフトだろうと思います。ですから、そのソフト事業に有利な財源措置を充て込むだとか、そういったようないろんな財政運営の工夫も当然行っていただきたい。ですからお尋ねしたい主眼の部分は、「過疎債が適用にならなくなったから、次年度からできません」ということが特にソフトの部分はないように。その事業効果が表れたからソフト事業がなくなる、これは当然理解できます。でも住民要求があるけれども財源がないからということにならないように、このソフト事業というのは計画性を持って充当先をどこにするか、十分な関係課での協議の上に実施していただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 議員のおっしゃるとおりでございます。ただ町としては、それにDXだったとか、様々な要因を掛け合わせていながら同じ事業であるのであればくっつけていたり、また隣町と一緒にできる事業であればくっつけたりとか、様々な考え方があると思いますので、もちろん利便性は残しつつも財源の措置的にしっかり見直しができるところはかけながら。その代わり先ほど言いましたように「この事業が過疎ソフトがなくなったから全て取りやめる」といったような考え方は町としても当然持ち合わせておりませんので、内容がこの中にも盛り込まれておりますので、その部分ではしっかり考えさせていただいて継続をしっかり考えたいというふうに思います。ちなみに全国で過疎地域というところで行くと全国の10%ぐらいの割合の人口しかいないのです。ところが、その10%の人口で全国の50%は過疎地域なのです。それを考えると大事なところは都会と田舎の格差、これを是正するための措置というところでもありますので、できるだけ国のほうは「やめたい」という方向はあるかもしれませんが、生命線の部分というところもありますので是非とも続けさせていただいて、議員の皆様にも御賛同をいただければというふうに思っております。過疎ソフトにつきましては上限が毎年毎年決まっております。その中で「どこに充当するのか」というところもありますので特に教育委員会とか福祉課、いろんなところで過疎ソフトを適用しているわけですが増額のお願いももちろん国のほうにさせていただきながら、できるだけ充当できるように一般財源の負担が余りかからないようにやりながら議員言われるように、なくなるというよりも、これがちょっと減ったというところで、できないような事業をより減らしていく、こういった努力はしっかりさせていただきたいと思い

ます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第24号、小国町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時10分から行います。

（午後10時58分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後11時09分）

議長（熊谷博行君） 日程第4、「発委第1号 小国町議会調査特別委員会設置に関する決議について」を議題といたします。

ここで提出者より発委第1号について提案理由の説明を求めます。

1番（江藤理一郎君） 先ほども議運長の報告をさせていただきましたが同じような内容にもなりますけれども、先日開かれた議運の中で小国町議会調査特別委員会設置に関する決議の発委を出すことが決まりましたので、そちらのほうが提案の理由になります。

では発委第1号を読み上げさせていただきます。

小国町議会議長 熊谷博行様

提出者 議会運営委員長 江藤理一郎

小国町議会調査特別委員会の設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

内容といたしましては、小国町議会調査特別委員会設置に関する決議になります。

次のとおり小国町議会調査特別委員会を設置するものとする。

記

名 称 小国町議会調査特別委員会
設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
目 的 議員による不適切行為に関する調査
委員定数 8人
調査期間 調査終了まで
となっております。

皆様、御審議方お願いいたします。

議長（熊谷博行君） ただいま提出者である江藤議会運営委員長より説明がありました。

これより発委第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） ただいまの提案理由の説明が不十分だったので幾つか確認させていただきたいと思うのですが。まず今日の議会が開会いたしまして小国郷公立病院組合の渡邊誠次組合長、それから、ふるさと熱電の赤石和幸代表取締役並びに、わいた会の後藤幸夫代表社員、それから小国町社会福祉協議会会長の佐藤旨人会長から要請文が出ているということを聞いております。最後の社協の分については昨日の話でありますので議運では話には出ていないかと思うのですが、その前の3者からの要請書を議会運営委員会で審議した結果として調査特別委員会を設置することになったというふうに理解をいたします。まず、その議会運営委員会には渡邊氏も出席をして意見を述べたということでありましたが、私はその会議が開かれることすら事前に承知しておりませんでした。当事者の一方だけの意見を聞いて特別委員会設置の流れとなったことは極めて公正さを欠くと思いますが、どのようにお考えでしょうか。なぜ、もう一方の当事者である私の意見を聞こうとしなかったのか説明をしてください。また、渡邊氏から出された調査依頼は、私の小国郷公立病院組合議会内での発言や組合議員活動に関連するものであると理解をいたします。まずそもそも組合議会議員に関する調査であれば組合議会が自立して行うべきことではありませんか。それをすっ飛ばして構成自治体の議会が行うのはなぜなのかお答えください。大體地方自治制度は普通地方公共団体も特別地方公共団体も二元代表制です。その下で私が組合議会で行って、その議会を構成するほかの5人の議員がなんら問題としなかった発言について、執行部側が殊さら問題にして議会に調査依頼をすること自体が執行権側の越権行為だし議会への不当な干渉であります。それに対して唯々諾々と従うことは議会の自主性も自立性も投げ出すことになるとは考えませんか。

以上3点について答弁してください。

1番（江藤理一郎君） 児玉議員の御意見もあると思います。そういったものを包括して両者の御意見を聞くというなかたちで調査委員会を立ち上げようというなかたちで委員の皆様同意のもと今回発委を出させていただきました。そういった理由になります。

以上です。

4 番（児玉智博君） 全く答えになっていないのです。「二元代表制の問題、どう考えるか」というふうに聞いたのですが、答えることすらできないというふうに理解いたしました。

特別委員会で想定される調査範囲について聞きます。各要請書を見ますと渡邊氏からのものには私の「前病院事業管理者に対しSNS上で誇張的な投稿を行い、当該医師の謝罪を公立病院議会の場等で強要」云々、これが議員の立場を利用した不当な圧力であると。「ストレスで医師の健康状態が悪化していて、私児玉の行為による過度な心理的負担は医療提供体制に大きな影響を及ぼす懸念があるとして、事実関係の確認と適切な対応を検討する」ように言っています。また赤石氏や後藤氏の文書では「客観的事実に基づかない「違法放流」等の主張を繰り返すだけでなく、敷地への無断立入りがあったこと」などを主張されています。また「機密情報の公表」などとも書かれています。今日出されて今さっき見た小国町社会福祉協議会からの文章を見てみますと昨年6月5日の勉強会に社協の会長さんが来たときに私が、「会長は町長が兼任すればいいのではないか」という発言があって、「会長報酬として月額30万円もらっていて高過ぎる」という旨の発言をしたと。これ事実です。実際私そんなにもらう必要ないと思いますから、そう言いました。「令和7年11月発行の「小国民報」において、ある夜間支援員の意見を取り上げ、「不透明な委託料形態」と断じています。また、改善要求した夜間支援員が、辞めさせられたとしています。」と。辞めさせられたとは断定してないのですが、「そういう証言もありますよ」ということで紹介をしました。「それが自分たち社会福祉協議会に「精神的圧力や業務妨害行為だ」というふうに言って当法人の取組を阻害する恐れがある」云々というふうに書いているわけです。それで調査特別委員会というからには第三者が見て、誰が見ても正しい調査結果を公表しなければならないというふうに思うわけです。そのためには事実認定が正確に行われなければなりません。そこで私の各議会での発言や発信もそうですけど、これら各調査要請書に書かれていることが事実なのかも当然に調査されるのでしょうか。また私が行った議会質問や町民への情報発信等々には、それなりの背景というものがあるわけです。特別委員会が正しい判断を行うには、そういったことも十分委員さんたちが分かっておく必要があると思うのですが、そういったことまで調査する覚悟というのはあって出されているのですか。

1 番（江藤理一郎君） いろいろ児玉議員のほうから、これまでの過程であったりとか、理由、そういったお話があるかと思います。児玉議員の言い分もあると思いますし、提出された方の言い分もあると思います。両者の御意見を聞くというようところが前提となっている特別委員会となるかと思います。今回の議案につきましては調査特別委員会を立ち上げるかどうかの審議になっておりますので、その他の詳細な内容については私のほうでは今回お答えできるものではございません。

以上です。

4 番（児玉智博君） その程度の考えで特別委員会を設置するというふうなものを出しているのですか。当該3者だったのですけれども今日の時点では4者になったわけですけど、まだ最後の社協の会長さんからは来ていないので日付が昨日になっているので、もしかしたら帰ったら配達されているかもしれませんけれども現時点で私が受け取っている分は3名の方から直接私に抗議文というものが届いております。渡邊氏からのものにつきましては、御本人が同僚議員の皆さんにも配られましたので御承知かとも思います。これに対して私は13日、私の見解とともに2点確認の意味で御返事を出しました。今日配付しようかと思ったのですけれども許可が下りなさそうだったので。既に皆さんにも、これを13日に出した時点で一応はお見せしておりますので終わった後、興味のある方は確認いただければと思うのですが。一つは、抗議文には、「前管理者は停職処分を受けた上で医師として地域医療に従事している」との記載があります。しかし組合の公表内容によれば片岡氏の停職期間は令和8年3月7日から4月5日までとされています。抗議文の日付は令和8年3月12日であるため、この記載は事実関係と整合しないように見受けられるので当該記載の主旨について説明を求めますというものと、もう一つは、私によるSNS投稿のうち、いずれの部分が個人攻撃、過度に誇張的、プライバシー侵害とお考えであるのか具体的にお願いしますというものです。病院組合からは3月の12日になぜか最初の抗議文は渡邊さんのお名前で来たので渡邊さんに返したのですけど。3月19日に来たのは、なぜか事務局長名で「回答について」という文書が来ました。ここの名前を組合長名にすると都合が悪かったのか、それとも事務局長が組合長の決裁をもらう暇がなかったから自分の名前で回答をよこしたのか、それは私には知る由もないのですけれども回答書というのが送られてきました。それいずれの質問に対しても個人情報等を理由にゼロ回答なのです。配付できなかったので読み上げますけど。

議長（熊谷博行君） 児玉議員、本当に読むのですか。

4 番（児玉智博君） はい。

議長（熊谷博行君） 読むのですか、今日、臨時議会ですよ。

4 番（児玉智博君） 読みますけど、許可しないというのであれば発言を議長権限で止められるのであれば。

議長（熊谷博行君） 私、今聞いているのが、ただ自己主張しているだけにしか聞こえないのです。

4 番（児玉智博君） いや、事実を皆さんに。

議長（熊谷博行君） ならば委員会が発足するか、しないか決めて、その中で言ったらいかがでございますか。

4 番（児玉智博君） いや、今やりたいと思いますけれども。

議長（熊谷博行君） どうぞ。余り長いと止めます。

4 番（児玉智博君） では、早口でいきましょうか。

令和8年3月13日付けでいただいた文書について下記のとおり通知いたします。

本件につきましては、令和8年3月12日付けの抗議文及び小国町議会議長宛ての調査要請文において、当組合としての公式な立場を既に明確にしております。御紹介いただいた事項の多くは個人情報や職員の健康状態並びに組合内部の人事ガバナンスに関わるものであり、個別議員からの文書照会に対して追加の回答を行うことは適切でないと判断しております。また小国町議会へ調査を依頼しており議会での調査が必要となれば議会の自立性のもとで御判断いただきたいと考えております。以上の理由から当組合として追加の回答を行う予定はありませんので通知いたします。以上。

というものであります。もうゼロ回答でありました。私も含め人間はうそをつくことができます。別にうそをついたからといって鼻は伸びません。そして、そのうそはにわかには見抜けない場合があります。そして病院組合みたいに抗議している相手が「何が問題なのですか」と聞いても答えない、説明しないことだって現に起きているわけです。これと同じようなこと、出席を拒否したり、説明や証拠の提出を拒んだりすることも、この委員会だと可能であります。江藤議員、そもそも質問にも答えられないのだけれども、やはり正しい調査結果を出さないといけないと思うのです。出席拒否や虚偽を述べると罰則がある、より強制力を持って調査が行える百条調査委員会を立ち上げて全容解明を行うべきだと思いますけれども、何で百条委員会ではないのですか。

1 番（江藤理一郎君） 3 回目ですよね質疑。

議長（熊谷博行君） はい。

1 番（江藤理一郎君） 先ほどの質問につきましては、百条委員会は特別委員会を踏まえて両者からの御意見、児玉議員、それから提出者の方々からの御意見を聞いた上で議員の皆様、そして第三者委員会、もし可能であれば委員会の中で立ち上げるのであれば立ち上げていただいて、その中で百条委員会が必要であれば立ち上げるというかたちの方向でよろしいかと思いますが、いかがでしょう。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4 番（児玉智博君） 私は、発委第1号に反対の立場から討論を行います。

まず小国郷公立病院組合の渡邊誠次組合長からの要請による調査を目的としている点であります。第1に病院組合は私への回答書に「議会での調査が必要となれば議会の自律性のもとで判断いただきたい」と述べています。しかし、その一方で組合長自らが私本人に抗議文を手渡し更に議会に対して調査要請を行っています。本件が本当に議員の自律的判断に委ねられるべき事項であるなら行政側が先に削除、謝罪要求や調査要請を行うのは首尾一貫していません。また組合は

追加回答を拒む理由として、個人情報や健康状態を挙げています。しかし、片岡氏の健康状態を論拠として私を非難したのは、もともと病院組合側であります。自ら健康問題を持ち出して、私に対して「ハラスメントに当たる人事権への不当介入、名誉棄損」などと強い調子で非難しておきながら、あとは健康問題を理由に一切説明しないというのはここでも首尾一貫していません。抗議文には「前管理者は停職処分を受けた上で、医師として地域医療に従事している」と記載されていますが、これまでの説明によれば3月12日時点で片岡医師は、なお停職中であり、その記載は事実関係と整合しないように見えます。このような基本的な誤りについて指摘されても説明も訂正もしないということであれば、組織としての説明責任やガバナンスに重大な疑義が生じます。そのようなところからの要請について、もう一方の当事者である私への事情聴取も行わないまま唯々諾々と従うことに本当の意味で議会の自律性があると言えるのか問われなければならないと思います。残る2点、住民の調査要請に議会が応じるのは必要でしょう。私もその調査には最大限応じるつもりではあります。しかし、委員会が正しい結論を導くためには全ての事実を究明する必要があるはずで、分らないことを分かっているという分らないことは分かりません。委員会は表面だけを見るのではなく背景に何があるのか、真実を分かる必要があります。その覚悟が必要です。そのためには強制力のある百条委員会を最初から立ち上げるべきです。必要があれば第三者委員会とか百条委員会とか言われますけれども、しかしこれまでの議会運営委員会の一方からだけ聞いて、もう一方の話を聞かない、それで立ち上げる委員会。これでは最初から結論ありきの帳面消しの調査で終わるのではないかと懸念いたしますので百条委員会ではない特別委員会の設置には反対であります。

3番（高村祝次君） 私は特別委員会をつくることに賛成です。私は両方からの意見を聞かないと、片一方の執行部や町長からの意見だけではなく児玉氏の意見もしっかり聞く必要があるということで特別委員会をつくったほうがいいというような判断を委員長に申し上げたところでございます。皆さん公平な立場で判断をして、委員会を立ち上げて双方からの意見を聞きながら判断をしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、松本です。

僕も賛成はします。ですが児玉氏が言ったように病院議会は、この議会とは関係ありません。小国町から4人の議員さん、南小国町から2人の議員さん、そして町村長2人出ています。その中で話をしたのなら、ここに持ってきて構いませんが病院議会でも話をしていないのに、うちの議会に持ってくると。それとこの前、公立病院の玉飼君も言っていました、彼も処分だけしか聞いていません。僕ら病院議会に行っているわけではありませんので、うわさでは話は聞いていますが本質的な話は聞いていませんので、その部分を本当はしていただいて審議していただきたいとは思っておりました。ですので、これで児玉君の意見を聞く、皆さんの意見を聞くな

ら進めていただきたいと思います、病院議会の件に関しては先に病院議会で話をさせていただいて南小国町の議員さんも2人いらっしゃいますので、その意見書も出していただいて、こちらの判断をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議会運営委員長より提出された、発委第1号、小国町議会調査特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました小国町議会調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

1 番 江藤理一郎君

2 番 杉本いよさん

3 番 高村祝次君

5 番 穴見まち子さん

6 番 松崎俊一君

7 番 松本明雄君

8 番 熊谷和昭君

9 番 久野達也君

以上のとおり、小国町議会調査特別委員会委員を指名いたします。

お諮りします。

3 番（高村祝次君） あの。

議長（熊谷博行君） いいです、熊谷議員でしょう。後で言います。今、言います。

熊谷議員、わいた会からの抗議文も出ていますので、そこは委員会の中で除斥していただきたいと思います。この場は社協も上がっていますし、病院は先ほど言われたとおり前後になるかもしれませんが病院議会が終わってから、また上がってくるかもしれません。一応社協も上がって

いますので委員としては入っていただきまして自分が該当するときには除斥をしていただきたいと思います。
高村委員よろしいですか。

お諮りします。

ただいま報告をいたしましたとおり、8名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました以上の諸君を、小国町議会調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

ここで暫時休憩いたします。次の会議は、委員長が決まり次第始めます。

(午前11時34分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時42分)

議長(熊谷博行君) 休憩中に正副委員長が決定したと思われますので、委員長より正副委員長の報告をお願いいたします。

6番(松崎俊一君) それでは、小国町議会調査特別委員会の正副委員長について御報告を申し上げます。委員長に私、6番、松崎、副委員長に7番、松本議員に決定いたしました。よろしくお願いします。

以上です。

議長(熊谷博行君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第2回小国町議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前11時43分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（２番）

署名議員（８番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2 番 杉 本 い よ 君

8 番 熊 谷 和 昭 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を3月26日の1日間とする。

1.	議案第24号	小国町過疎地域持続的発展計画の策定について 令和8年3月26日 原案可決
1.	発委第1号	小国町議会調査特別委員会設置に関する決議について 令和8年3月26日 原案可決

小 国 町 議 会 会 議 録
令 和 8 年 第 2 回 臨 時 会

令 和 8 年 3 月 発 行

発行人 小 国 町 議 会 議 長 熊 谷 博 行
編集人 小 国 町 議 会 事 務 局 長 長 広 行
作 成 小 国 町 役 場 議 会 事 務 局

小 国 町 役 場 議 会 事 務 局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電 話 (0967) 46-2119